

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から 53 年 11 月 26 日まで  
私の「厚生年金加入記録のお知らせ」を見たところ、A事業所で勤務していた申立期間の標準報酬月額が7万6,000円から9万8,000円までの範囲の金額で記録されている。

しかしながら、実際の給与支給額は25万円から26万円ぐらいで、そのことが分かる当時の家計簿（一部期間の給与の手取額が分かるもの）及び銀行預金通帳（雇用保険の失業給付の入金額が分かるもの）を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した銀行預金通帳により、昭和54年4月5日から同年9月25日までの期間に、11万4,660円から15万2,880円までの雇用保険失業給付を7回受給していることが確認できることから判断すると、申立人は離職日（昭和53年11月25日）前6か月間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与を受けていたことがうかがえるほか、申立人が提出した家計簿には、申立期間のうち52年4月から同年8月までの期間について、19万5,483円から22万9,308円までの給与手取額が記載されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和53年11月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の同事業所の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある同僚4人に照会したところ、回答があった3人は申立期間の給与明細書を保管していない上、これらの者から申立期間における同事業所の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録

において、標準報酬月額が訂正された事跡は見当たらない上、当該被保険者原票の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月から31年7月まで  
② 昭和58年4月から平成3年9月まで

申立期間①について、私は、A市内に所在したB事業所で勤務した。また、申立期間②について、A市内に所在したC社の内職として、自宅で製品の作成に従事した。当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市内に所在したB事業所で勤務した旨申し立てている。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A市内に所在するB事業所と称する厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、同市内に所在する同事業所名と類似するB社が確認できるものの、適用年月日は昭和38年5月1日となっている。

また、B社の現在の事業主は、「当社の創業は昭和35年である。申立期間は、創業者である私の祖父が個人事業主としても事業を開始していない頃である。」旨回答している。

さらに、申立人から申立期間①におけるB事業所での勤務状況や一緒に勤務した同僚の氏名等、具体的な供述を得ることができなかったことから、当該事業所の同僚に照会することができず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「C社には出勤することは無く、内職として自宅で製品の作成に従事していた。」旨申し立てている。

しかしながら、C社は、「申立人が当時、同社の従業員であったか否かは不明である。なお、自宅等で作成をする内職の者は、現在、外注仕入として代金

を支払っており、その支払額から厚生年金保険料や源泉所得税は控除しておらず、社会保険の対象となる従業員ではない。申立期間当時の資料は残っていないが、平成元年頃から在職している従業員から、内職の取扱いは変わっていないと聞いている。」旨回答している。

また、申立人は、自身と同様に自宅でC社からの製品の作成に従事していた者の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について、供述を得ることができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に厚生年金保険被保険者であった者で連絡先が判明した複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月から平成15年12月まで  
② 平成18年1月から20年6月まで

年金事務所から通知されたA社での標準報酬月額の記録のうち、給与明細を保管している昭和58年12月から平成15年12月までの期間及び18年1月から20年6月までの期間について、同明細に記載されている支給額合計と標準報酬月額が一致しないので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間①及び②に係る給与明細を見ると、記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、平成17年、18年及び19年に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届と、申立人から提出された18年及び19年の給与明細を検証したところ、A社は、申立人に係る報酬月額として、支給額合計から通勤手当を除いた額を社会保険事務所(当時)に届け出ていることが確認できるほか、昭和59年から63年までの期間及び平成2年から15年までの期間の定時決定時及び随時改定時の標準報酬月額についても、同明細の支給額合計から通勤手当を除いた額で算出した標準報酬月額と一致することから、同社は、支給額合計から通勤手当を除いた額を報酬月額として社会保険事務所に届け出ているこ

とがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 3 日から 54 年 3 月 1 日まで

私の「ねんきん定期便」によると、A事業所（現在は、B社）で勤務した期間の標準報酬月額の記録のうち、C支店からD支店に転勤となった昭和53年8月3日から随時改定された54年3月1日までの期間の標準報酬月額が、転勤前の標準報酬月額と比べて6万円下がっている。同事業所では、入社から55歳到達まで右肩上がりの給与額であり、給与が減額されることは無かったので、調査の上、私の標準報酬月額の記録を正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人と同日付けでA事業所D支店に転勤した同僚2人のうち、申立人と同年代の者の標準報酬月額は、申立人と同様に転勤前の標準報酬月額と比べて下がっている上、同支店に昭和50年3月から59年8月までの期間に転勤した者で、転勤日当時、年齢が30歳以下の9人（申立人を含む。）の標準報酬月額を見ると、転勤前の標準報酬月額と比べて下がっている者が7人存在することから、申立人のみが不自然な取扱いとなっている事情はうかがえない。

また、E健康保険組合が保管している被保険者被扶養者資格台帳簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を確認すると、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、A事業所D支店に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額が訂正された事跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、B社は、「当時の資料は廃棄済みである。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 47 年 4 月まで

私は、昭和 45 年 12 月から 47 年 4 月までの期間、A社が経営するB地区に在った「C」(店名)で勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が「C」で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「C」の従業員は、男性2人及び女性3人の計5人であったと申し立てしているところ、オンライン記録を見ると、申立期間において、男性2人については、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、申立人を含む女性3人については、同社における同記録を確認することができなかった。

また、A社は、昭和46年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿に記載されている同社の代表取締役は既に死亡しており、当該代表取締役の子である監査役は、「私は、A社の事業に関与しておらず、関係資料については分からない。」旨回答しているほか、連絡先が判明した取締役は申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「照会事項の全てについて不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚二人のうち、連絡が取れた一人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。